

事業の流れ

1 補助金交付申請（建設課窓口）

補助金交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付してください。

- ・ブロック塀等撤去工事費の見積書
- ・住宅の工事前の状態を撮影した写真
- ・住宅の位置図
- ・工事内容を明らかにする書類、図面、仕様書等
- ・その他必要な書類

※「ブロック塀等撤去工事申請書類確認表」で必要書類をチェックしてください

2 補助金交付決定通知（建設課 → 申請者）

申請書類の審査が完了した後、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、申請者に文書で通知します。

3 撤去工事着手

交付決定を受けてから施工業者と契約し工事を着工してください。交付決定前の施工は認められませんので、ご注意ください。

4 工事完了及び実績報告（申請者→建設課）

工事が完了し、工事代金の支払いが済みましたら実績報告書を提出してください。実績報告書には以下の書類を添付してください。（補助事業の完了した日から起算して30日以内、又は令和9年3月22日までのいずれか早い日までにご提出ください。）

- ・施工業者との契約書及び施工業者の発行した領収書の写し
- ・対象となる工事個所の施工中及び施工後の状態を撮影した写真
- ・その他必要な書類

5 補助金確定通知（建設課→申請者）

実績報告書を審査し、必要に応じて現場調査を行い、補助金の額を確定し申請者に文書で通知します。

6 補助金交付請求及び補助金交付

補助金交付請求書をご提出ください。補助金を指定の口座に振り込みます。

お問合せ先：坂城町役場 建設課 管理係

TEL 82-3111（内線 174・175・176） 直通電話 75-6208